

生活習慣病入院特約(2022) 目次

(2022年4月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の保険給付に関する規定

- 第3条 給付金の支払

第3編 この特約の締結後の取扱いに関する規定

- 第4条 中途付加された特約の責任開始期
- 第5条 特約の更新
- 第6条 普通保険約款の規定の適用

生活習慣病入院特約(2022)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

第2編 この特約の保険給付に関する規定

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
生活習慣病一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院を開始したとき。 ア. この特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後に発病した生活習慣病（別表18）を直接の原因とする入院 イ. 生活習慣病（別表18）の治療を直接の目的とする入院 ^{【備考2】} ウ. 病院または診療所（別表14）における別表8に定める入院 エ. 入院日数が1日 ^{【備考3】} 以上の入院	1回の入院につき、特約給付金額	主契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に定める傷害疾病給付受取人

2 被保険者が、この特約の責任開始^{【備考1】}期前に発病した生活習慣病（別表18）を直接の原因として入院した場合でも、責任開始^{【備考1】}の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始^{【備考1】}期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

3 被保険者が、この特約の責任開始^{【備考1】}期前に発病した生活習慣病（別表18）を直接の原因として、この特約の責任開始^{【備考1】}期以後に入院した場合でも、会社が、この特約の締結の際^{【備考4】}に、告知等により知っていたその生活習慣病（別表18）に関する事実にもとづいて承諾したときは、その生活習慣病（別表18）はこの特約の責任開始^{【備考1】}期以後に発病したのものとして取り扱います。ただし、その生活習慣病（別表18）に関する事実

第3条 備考

【備考1】 責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】 治療を直接の目的とする入院

治療のための入院をいい、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのための入院は該当しません。

【備考3】 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。なお、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考に判断します。

【備考4】 この特約の締結の際

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

【備考5】 退院日

第4項の規定により生活習慣病（別表18）を直接の原因

の一部のみが告知されたことにより、会社がその生活習慣病（別表18）に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

- 4 被保険者が、生活習慣病（別表18）以外の事由を原因とする入院中に生活習慣病（別表18）を併発し、その生活習慣病（別表18）について入院を要する治療を受けたときは、その治療の開始日から終了日までの入院を、生活習慣病（別表18）を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。
- 5 被保険者が、第1項の生活習慣病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる生活習慣病（別表18）を併発していた場合、またはその入院中に異なる生活習慣病（別表18）を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった生活習慣病（別表18）による継続した1回の入院をしたものとみなして、第1項の規定を適用します。
- 6 被保険者が、第1項の生活習慣病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) それらの入院の原因が同一の生活習慣病であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、生活習慣病入院一時給付金が支払われることとなった最初の入院の退院日^{【備考51】}の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院は、別の入院とみなします。
- 7 被保険者が、前項第2号の規定により別の入院とみなされる入院を2回以上した場合は、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) それらの入院の原因が同一の生活習慣病であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、前項第2号の規定により別の入院とみなされる入院のうち、生活習慣病入院一時給付金が支払われることとなった最初の入院の退院日^{【備考51】}の翌日からその日を含めて60日を経過した後に開始した入院は、別の入院とみなします。
 - (3) 前号の規定により別の入院とみなされる入院を2回以上したときは、本項の規定に準じて取り扱います。
- 8 被保険者が、前2項の規定により1回の入院とみなされる入院を同一の日に複数回した場合、それらの入院については次の各号のとおり取り扱います。

号	区分	取扱の内容
(1)	同一の日の最初の入院	その日に退院したものとみなします。
(2)	同一の日の最後の入院	その日の翌日に入院が開始したものとみなします。ただし、入院日数が1日 ^{【備考31】} であるときは、その入院の入院日数を0日とみなします。
(3)	同一の日の前2号以外の入院	その入院の入院日数を0日とみなします。

- 9 生活習慣病入院一時給付金の受取人を第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

とする入院とみなす場合は、生活習慣病の治療が終了した日とします。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(中途付加された特約の責任開始期)

第4条 主契約の締結後に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
 - ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(特約の更新)

第5条 この特約の保険期間が満了した場合で主契約を更新する際に、契約者が特に反対の意思を会社に書面で通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。ただし、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には更新できません。

2 前項ただし書の規定によりこの特約が更新されない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱いに準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新後の主契約に付加します。

3 前2項の規定のほか、この特約の更新については、普通保険約款に定める主契約の更新に関する規定を準用します。

(普通保険約款の規定の適用)

第6条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。